

改正

平成17年3月28日野々市町告示第32号

平成19年3月14日野々市町告示第8号

平成20年9月10日野々市町告示第120号

令和4年3月31日告示第59号

野々市市入札予定価格事前公表取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市が発注する建設工事及び委託業務の入札執行前に予定価格の公表(以下「事前公表」という。)を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象となる契約)

第2条 事前公表の対象は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する設計価格が50万円を超える請負契約とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前公表により適正な入札の執行に支障があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、事前公表を行わないことができる。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、消費税及び地方消費税相当額を控除した予定価格である予定価格調書記載の入札書比較価格とする。

(事前公表の開始)

第4条 事前公表の開始は、原則として競争入札執行日の3日前までとし、市ホームページに掲載するとともに総務部企画財政課において閲覧できることとする。

(入札の条件)

第5条 事前公表を行った競争入札の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- (2) 入札金額の根拠となった積算内訳書の提出を義務付ける。
- (3) 入札の執行回数は1回とし、再入札は行わない。
- (4) 同価格の入札があった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 入札者が2人に達しないときは、その入札を中止する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月28日野々市町告示第32号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成19年3月14日野々市町告示第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（野々市町低入札価格調査制度要綱の廃止）

2 野々市町低入札価格調査制度要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成20年9月10日野々市町告示第120号）

この要綱は、平成20年10月2日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第59号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。